

株式会社竹内土建

認定番号：20023

新規認定日：令和2年6月3日



〈達成している項目〉

28の取組項目中、**17項目**達成！

I 実現に向けての手法・工夫

生産性向上の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・自己啓発の取組みの支援制度がある ・資格取得奨励金制度がある
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前1年間において、上記のうち、資格取得奨励金制度の利用の実績がある
従業員へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革に係る制度、事業等の説明会を開催している
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前1年間において、社内の親睦を図るイベントの開催実績がある

II 分野別の取組み

(1) 非正規雇用の処遇改善，正規雇用の推進

非正規雇用労働者の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ・職務に応じた非正規雇用労働者の賃金規程がある ・非正規雇用労働者の能力開発制度がある
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前1年間において、上記の適用の実績がある
働き方改革に対応した人事評価・処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室の設置等の職場における各種ハラスメントの防止の措置がある

(2) 長時間労働の是正

長時間労働の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜残業を原則禁止している
	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働45時間以上の正社員が1人もいない
年次有給休暇取得の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・時間単位又は半日単位での休暇制度がある
	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の休暇取得状況を把握している
業務改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアルの整備

(3) ワーク・ライフ・バランスの確保

介護と仕事の両立の支援	・育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児法」という。）に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある
子育てと仕事の両立の支援	・育児法に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある

(4) ダイバーシティの推進

若者が働きやすい環境整備	・キャリアアップに資する研修その他の人材育成制度がある
高齢者の活躍の推進	・65歳以降の継続雇用制度がある
多様な人が多様な働き方をする職場づくりの促進	・結婚した後の旧姓使用を認める制度がある

〈ひとことコメント〉

私たち竹内土建は『環境を創造し、地球に優しい事業活動』をモットーに様々な活動に取り組んでおります。今年も、親会社から3名の新卒者を実習生として迎え入れ、教育に力を入れております。今後も、会社と従業員が一丸となって働き方改革に沿って邁進していきたいと考えております。



▲全体会議写真